

令和6年分 所得税・消費税（個人事業者）を納付される皆様へ

振替納税を利用されている方の振替納付日は次のとおりです



- 上記の振替納付日の前日までに、あらかじめ指定口座の預貯金残高をご確認ください。
また、振替日等をお知らせする文書は、初めて振替納税をご利用される方以外には、送付しておりません。
- 残高不足等により引き落としができなかった場合には、納期限（所得税は3月17日、消費税は3月31日）の翌日から延滞税がかかる場合があります。
- 振替納税は、申告期限までに申告書を提出された場合に限りご利用になれます。
- 贈与税については、振替納税をご利用いただけません。

国税の納付は簡単・便利なダイレクト納付をご利用ください

簡単

- インターネットを利用できる端末があれば、利用可能です！
- インターネットバンキングの契約は不要！
- e-Taxの利用者識別番号（ID）と暗証番号（PW）のみで手続きが行えます！
- ▶ **電子証明書の添付やICカードリーダライタは不要です**

便利

- 金融機関や税務署の窓口に出向く必要がありません！
- ▶ **源泉所得税を毎月納付している方に便利です！**
- 即時又は納付日を指定して納付することができます！
- 税理士が納税者に代わって納付手続きを行うことができます！
- 納付する際に、預貯金口座を選択できます！
- 納期限前の計画的な納付（予納）が簡単にできます！

ダイレクト納付の一連の手続きについては、国税庁ホームページにある「ダイレクト納付手順マニュアル」をご覧ください。

ダイレクト納付
手順マニュアル

